

平成 22 年 5 月 12 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530038
 研究課題名（和文）国際環境法における法制度の執行過程の多様化と複雑化に関する研究
 研究課題名（英文）Studies on diversification and complication of implementation processes of international environmental law
 研究代表者
 児矢野 マリ（KOYANO MARI）
 北海道大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：90212753

研究成果の概要（和文）：本研究は、さまざまな要因を背景に多様化かつ複雑化しつつある国際環境法の執行過程の動態を、(1)執行手段の多様化と複雑化、(2)環境条約の執行と国内実施との関係の多様化、(3)環境条約の複合的適用に伴う条約相互の重複・抵触とその調整、(4)執行過程における国家以外の行為体の関与の深化、(5)開発・貿易に関する国際法制度との相克とその調整、という五つの観点から実証分析した。これにより、国際環境法の執行過程を統合的に把握するための理論的な視座を得ることができ、国際環境法の執行過程論の構築に向け、重要な学術的および実践的な知見を得ることができた。

研究成果の概要（英文）：This study aims at re-constructing a theoretical framework on implementation of international environmental law. In this study implementation processes of international environmental law were analyzed mainly from the five points of view: diversification and complication of means of ensuring effective implementation; various dimensions of relationships between international regulations and domestic measures; overlaps or conflicts between different environmental treaties; involvement of non-State actors; and conflict between international environmental law and international economic law. The study was successfully completed with theoretically and practically significant outcome.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法学、国際環境法、執行、環境条約、持続可能な開発、地球温暖化、廃棄物の越境移動、国際法規範間の重複・抵触

1. 研究開始当初の背景

国際環境法は、1990年代以降新たな段階に入っている。地球温暖化等、科学的に不確実

な地球規模の環境問題の顕在化、グローバル化に伴う環境保全と経済開発・貿易との相克、国家以外の多様な利益集団の登場等を背景に、

新たな課題に 대응べくさまざまな仕組が必要になった。これを受け、法制度の執行過程も多様かつ複雑化している。これは、4つのレベル①個別環境条約で法制度の執行を支える手段の多様化と、条約全体における執行のあり方の複雑化、②法制度の執行と締約国の国内実施体制との関係の多面化、③複数の環境条約による相互補完的な作用の展開、④環境保全と他の価値、とりわけ経済開発・貿易との相克関係の顕在化に伴う、環境条約の執行過程における他の法制度との調整の顕在化で把握できる。

しかし、以上の展開では幾つかの問題—執行に伴うコストの負担、問題処理における法的安定性、「適正な」国内実施の確保、複数の関連条約間の執行レベルでの矛盾、紛争処理機関の競合、具体的な場面における環境と経済開発・貿易の調整等—も生じている。近年国際法学では、法制度の執行に関する研究の意義が注目されているが、環境の分野では、本格的な実証研究は十分とはいえず、とくに上記諸点に関する精密な分析は僅かしかない。

2. 研究の目的

近年、環境保全に関する国際法制度の執行過程は、さまざまな環境問題の顕在化に伴う環境関連条約の激増を背景に、多様化かつ複雑化しており、これに起因してさまざまな問題も生じている。本研究は、そのような執行過程全体の構造と要因および個別制度の執行の動態を実証的に分析し、国際環境法の執行過程を統合的に把握することをめざした。

3. 研究の方法

国際環境法の執行過程における、環境問題の特質、執行資源のあり方、正当性等の要因の作用のあり方に着目し、基準の設定と執行の連関、執行手段の多様化(行政的手法・経済的手法・司法的手法等)、法制度の執行と紛争処理の交錯、複数の法制度間の相互作用、多様な stakeholders の関与、国内実施の調整、他の分野との相克・調整、といった観点から、法制度の執行過程の特徴および諸問題を整理した。具体的には、これまでの各メンバーの研究実績を受けてメンバー間で作業を分担し、認識枠組と分析視角を共有しながら各自で実証分析を進めつつ、研究会を通じてその結果を相互に検証し、理論的に整理した。

分担については、環境分野では、とくに国際水路、海洋環境、大気・気候系、有害物質の管理に焦点を当てた。具体的には、国際環境法を専門とする代表者(児矢野)と分担者(高村)に加えて、研究協力者(海上保安大学の鶴田順准教授)にも、海洋環境および

有害廃棄物の越境移動の問題につき積極的な支援を仰ぎ、実証分析を進めた。(鶴田を本研究の分担者として加えたかったが、本研究課題の申請当時、各省庁大学の教員は制度上研究分担者になることができなかったため、やむなく研究協力者という形で参加して貰った。)さらに、環境と対抗関係に立つ傾向のある他の分野として、「持続可能な開発」概念に着目し開発分野との調整問題を扱うべく、この点については、国際経済法を専門とする分担者(伊藤)が担当した。

4. 研究成果

本研究では、国際環境法の執行過程に関する主に五つの重要な論点について、かなりの成果を上げることができた。すなわち、(1)執行手段の多様化と複雑化、(2)環境条約の執行と国内実施との関係の多様化、(3)環境条約の複合的適用に伴う条約相互の重複・抵触とその調整、(4)執行過程における国家以外の行為体の関与の深化、(5)開発・貿易に関する国際法制度との相克とその調整、である。そのうち(1)から(3)については、主に国際環境法を専攻するメンバー(研究協力者を含む)が、また、(4)については彼らに加えて、分野間比較という観点から開発の国際法および国際経済法を専攻するメンバーの双方が、さらに、(5)については、後者のメンバーが扱った。

(1): 執行手段の多様化と複雑化については、主に二つの点で有益な成果がある。第一には、とくに地球温暖化問題を中心に導入されつつある、市場の原理を重視した「経済的手法」の意義に関する研究である。気候変動枠組条約および京都議定書の下では、排出枠取引、共同実施およびクリーン開発メカニズム(CDM)といった「京都メカニズム」を推進することにより、条約義務の遵守促進が図られている。また、これらの措置は、条約義務の不遵守手続においても重要な意味をもっている。このように、経済的手法は環境条約の執行過程で重要な意味をもつものとして期待されており、現実にも一定の機能を果たしつつある。他方で、例えば市場メカニズムの利用がその実施の過程で生じさせるさまざまな問題点も指摘されている。本研究では、その有効性と問題点、法的含意および将来展望について、現在の運用状況と京都議定書後の制度設計をめぐる国際交渉の過程を分析することを通じて、有益な知見を得ることができた。これらの経済的手法は、その運用の過程で生じる問題を諸調整により克服しつつ、今後も有用な手法として活用されていくであろうと思われる。

第二に、環境条約の執行過程では「対話」に基づく「行政的手法」が多面的に導入され、現実に利用されている点に着目し、その機能

と限界について、諸条約間の比較、および、具体的な適用事例の分析を通じて、明らかにした。この手法として、近年の環境条約や羽で頻繁に導入されるようになったのが、不遵守手続であり、これは条約に基づき設置された専門委員会が、不遵守国自身の申告、締約国からの申立または事務局の判断などにより、不遵守と主張された事案につき、不遵守とされる締約国との情報交換含む対話を通じて不遵守の有無を認定し、支援措置を含む不遵守是正のための措置を検討し、通常締約国会議の決定として当該不遵守国に勧告される、という緩やかな手続である。さらに、締約国から定期的に提出される条約実施措置の報告書を、専門委員会や締約国会議が審査し、必要に応じて勧告を採択するという、報告・審査手続も、ほとんどの環境条約で採用されている。いずれも、非強制的な政策志向の義務履行確保手続であり、義務違反を法的に追及する強制的な司法手続と対比される。また、環境問題では、事実（例えば重大な越境環境悪影響の発生するおそれなど）をめぐる争いが、条約義務の履行をめぐる国家間紛争の前提となることも多いため、事実審査手続を導入する環境条約もある。本研究では、これらの手続の有効性および緩やかな手続であることの限界を、不遵守事例の具体的な実証分析により明らかにすることができた。

(2)：環境条約の執行と国内実施との関係の多様化については、主に有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約に焦点を当て、国際的な資源循環をめぐる動向も視野に入れつつ、実証分析を行った。とりわけ、日本におけるバーゼル条約の実施に関する現状とその課題について、①バーゼル条約の規制対象物とバーゼル法（バーゼル条約の国内実施法）の規制対象物の関係、②バーゼル法の適用および執行の課題とその克服策の二点に焦点をあてて検討を行った。検討の結果として、①については、バーゼル条約とバーゼル法では規制対象の同定に適用される基準が異なり、両者の規制対象に齟齬が生じる可能性があることを明らかにした。②については、バーゼル法には輸出罪はあるものの、輸出の予備罪や未遂罪はないため、現状では、税関の貨物検査でバーゼル法の規制対象物の混入が発覚したとしても、バーゼル法の観点からはその罪を問うことはできず、輸出しようとした業者を厳重に注意し、再発防止策の報告を求める等の行政的対応をとることができるにとどまるが、バーゼル法以外の関税法等の適用・執行による司法的対応の可能性のあることを明らかにした。さらに、これらの検討結果について、環境法・行政法研究者や行政実務担当者などと意見交換を行い、今後の検討課題などを整理した。また、その過程で、現段階では十分な検討が行われてい

るとはいえない、環境条約一般の国内実施過程をめぐる現状と課題についても、今後の研究に繋げていくための貴重なヒントを得た。

(3)：環境条約の複合的適用に伴う条約相互の重複・抵触とその調整については、同一の環境危険活動に複数の環境条約が適用され処理されつつある具体的な事例（「ダニュープ・デルタ事件」）を題材に、綿密な実態調査に基づく分析作業を行った。環境条約の急速な増加と、生態系の相互依存性による環境問題の多面性のゆえに、近年、環境条約間の重複または対立の問題が指摘されている。そして、現実にも単一の環境危険活動について複数の環境条約が同時に適用される事例は増えている。環境条約の実効性を確保しその目的を達成するためには、条約間の重複や対立は障害になることも多い。この問題を打開するためには、条約法のメカニズムを活用すること以外に、関連条約や関連国際機関間で制度上の協力メカニズムを活用する方法がある。さらに、現実には、条約の執行過程において、関連条約や条約実施機関間で実務上の連携・協力関係を通じて、実務的な調整を図ることも有効である。本研究では、欧州地域における具体的事例を題材に、実務的調整の現状と有効性につき一定程度論証できた。

(4)：執行過程における国家以外の行為体の関与の深化については、主に二つの角度から研究成果を上げた。第一に、国際環境法を専攻するメンバーは、近年の環境条約の定立および執行過程では、政府間国際組織、業界団体や環境保護団体を含むNGO、さらに個人などの行為体が重要な役割を担うことについて、個別環境部門・問題領域に関する条約構造、および、個別環境問題の処理過程の分析を通じて、全体像を整理した。さらに、とりわけNGOの関与について、正当性および実効性の観点から考察を加え、あるべき姿について大まかな素描を行った。

第二に、国際経済法を専門とするメンバーが、国内裁判所での私人による国際環境法の援用可能性を模索する手掛かりを得るために、国内適用可能性に関する研究が既に蓄積されている国際人権法・国際経済法の分野に注目し、近年の議論・実行の動向を分析した。その結果、例えば世界貿易機関（WTO）の法規範については、多くの国で直接適用可能性が否定されている一方で、国内法令の解釈に際してWTO法の趣旨・内容を「参照」する（いわゆる間接適用）という事例が存在しており、私人の訴訟を通じて国際規範が国内的に実現されている様子が明らかになった。これらの知見は、国際環境法の直接適用・間接適用の可能性を今後考察していく際に、有益な基盤となると思われる。

(5)：開発・貿易に関する国際法制度との相

克とその調整の問題については、3つの点で一定の研究成果を上げることができた。

第一に、環境分野と他の分野間の規範の相互調整の問題について、国際法平面における異なるレジーム間調整の法構造を解明するために、これまで多くの分野横断的紛争を扱ってきた世界貿易機関（WTO）の例を素材としながら、条約体制間の規範衝突を調整するうえで重要になる法的論点を検討した。ここでは、例えば、ウィーン条約法条約で規定される、条約相互の優越関係に関する諸原則（30条・41条など）や、条約解釈規則における他条約の扱い（31条3項(c)）が、実際の紛争でいかなる意義を持ったのかを考察することで、国際環境法が国際法秩序全体のなかでどのように実施されていくのかを把握するための手掛かりを得ることができた。

第二に、国内法上で国際環境法を実施する際に現れる分野間の規範衝突の問題については、特に発展途上国における環境保全と経済開発の調整のあり方に注目した。途上国政府は一般に開発政策を優先しがちであるが、例えば近年の国際機関による対途上国援助では、援助条件として「良き統治（good governance）」の促進が求められ、その一環として「持続可能な開発」が重視されるようになってきている。さらに、米国やEUは、途上国に対して貿易上の優遇措置を与える一般特惠制度（GSP）において、その利用条件として、環境保護政策の推進や多数国間環境条約の批准を求めている。このように、発展途上国における環境法規範の実現が、経済開発という目標と鋭く対立する面を持ちながらも、他方で開発援助や貿易措置といった経済的手段を通じて促進されつつある現状を彰かにすることで、現代の環境法の執行過程が異分野間の複雑な政策融合を伴って展開する様子を把握できた。

第三に、分野間の相互調整のための基本原理として、「立憲化（constitutionalization）」概念を用いることの意義と可能性につき探究を行った。従来、国際法秩序における立憲化の概念は国内法におけるそれと同様に、法体系の一体性の向上や中核的法原則の確立といった事態を指して使われることが多かったが、本研究では、国際法秩序の本質的な分権性を前提とした新たな立憲化概念が必要であると考えた。つまり、各々の分野の部分的レジームが他の分野との関係において自らの法的な役割や射程を明確に見定めようとする姿勢が国際法上の立憲化と呼ばれるべきであり、そうした意識こそが分野間の相互調整を可能にするのである。こうした国際法に固有の立憲化概念を構築・精緻化することにより、国際環境法の実現過程における規範衝突の問題に対して一定の解決指針を提示できた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計29件）

- ① 高村ゆかり、COP15 コペンハーゲン合意『留意』の意味、外交フォーラム、査読無、259号、2010、64-65
- ② 高村ゆかり、コペンハーゲン後の温暖化交渉の課題、エコノミスト、査読無、2010年1月19日号、2010、46-49
- ③ 高村ゆかり、コペンハーゲン会議の評価とその後の温暖化交渉の課題、環境と公害、査読無、39巻4号、2010、46-50
- ④ 伊藤一頼、米国およびNAFTAにおけるWTO法の間接適用可能性—通商救済案件の分析を中心に—、(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー、査読無、10-J-019、2010、44p.
- ⑤ 伊藤一頼、貿易措置による人権の保護促進の可能性、法律時報、査読無、82巻3号、2010、20-25
- ⑥ TSURUTA Jun, Japanese Measures against Marine Pollution under UNCLOS and the IMO Treaties, Journal of East Asia and International Law, 査読有、Vol. 2, No. 2, 2009, 381-389
- ⑦ 児矢野マリ、国際環境リスク—国家は何かできるか、ジュリスト、査読無、1378号、2009、34-43
- ⑧ 高村ゆかり、次期枠組み交渉からみた中期目標の位置と評価、環境と公害、39巻2号、査読無、2009、46-50
- ⑨ 高村ゆかり、コペンハーゲン会議の行方とポスト京都の合意の形、エネルギーフォーラム、査読無、659号、2009、28-31
- ⑩ 高村ゆかり、地球温暖化の国際制度と市場メカニズム、新世代法政策学研究、査読無、4号、2009、151-174
- ⑪ 高村ゆかり、COP14（ポズナン会議）の結果と温暖化交渉の今後の展望、環境と公害、査読無、38巻4号、2009、67-70
- ⑫ 高村ゆかり、地球温暖化の国際制度—その到達点と課題—、自由と正義、査読無、60号、2009、20-26
- ⑬ 高村ゆかり、国際法における環境損害—その責任制度の展開と課題—、ジュリスト、査読無、1372号、2009、79-87
- ⑭ Mari KOYANO, The Significance of the Convention for the Environmental Impact Assessment in the Transboundary Context: Examining the Implications of the Danube Delta case, Impact Assessment and Project Appraisal, 査読有、Vo. 2 6, No. 4, 2008, 299-314

- ⑮ 高村ゆかり、炭素市場と制度形成－地球温暖化の国際制度形成における炭素市場の位置と機能－、公共政策研究、査読有、8号、2008、40-50
- ⑯ 高村ゆかり、2013年以降の地球温暖化の国際的枠組と市場メカニズム、ジュリスト、査読無、1357号、2008、9-18
- ⑰ 高村ゆかり、2013年以降の地球温暖化防止のための国際制度構築をめぐる交渉の現状と課題、環境法研究、査読有、2008、33号、29-50
- ⑱ 伊藤一頼、投資仲裁の対象となる投資家/投資財産の範囲とその決定要因、JCA、査読無、08-J-011、2008、33p.
- ⑲ 鶴田順、衡平の原則(世代間及び世代内)」、環境法政策学会誌、査読有、2008、130-137
- ⑳ 鶴田順、国際資源循環の現状と課題、法学教室、査読無、2007年11月号、2007、6-12
- ㉑ Mari KOYANO, Danube Delta case: Some Observations on the Management Process、国際関係・比較文化研究、査読無、6巻1号、2007、21-40
- ㉒ 高村ゆかり、2013年以降の地球温暖化防止の国際的枠組みをめぐる動向、商事法務、査読無、35巻7号、2007、911-918
- ㉓ 高村ゆかり、国連気候変動枠組条約第12回締約国会議(ナイロビ会合)の報告とスターン・レビュー、環境と公害、査読無、36巻4号、2007、66-69
- ㉔ 高村ゆかり、温暖化防止をめぐる国際交渉のゆくえ、経済、査読無、145号、2007、65-76
- ㉕ 伊藤一頼、WTOの紛争処理における対抗立法の意義と射程、日本国際経済法学会年報、査読無、16号、2007、13-45
- ㉖ 伊藤一頼、食の安全の確保におけるWTOの役割－法化・立憲化の視点から、法律時報、査読無、2007年6月号、2007、27-31
- [学会発表](計19件)
- ① 児矢野マリ、捕鯨問題と国際法、国際常民文化機構 第1回国際シンポジウム「海民・海域史からみた人類文化」、2010年3月27日、神奈川大学
- ② 高村ゆかり、コペンハーゲン会議の評価と温暖化交渉の展望と課題、エネルギー・資源学会、2010年2月26日、大阪・電気倶楽部
- ③ Yukari TAKAMURA, Reconstruction of international framework on climate change?, Cambridge Kyoto Symposium 'Pathway to a Low Carbon Society', 2010年3月9日、英国ケンブリッジ大学
- ④ Yukari TAKAMURA, Border Adjustment in Context, 青山学院大学・日本関税協会共催「環境と貿易に関するシンポジウム」、2010年1月13日、青山学院大学
- ⑤ 鶴田順、バーゼル条約の国内実施に関する現状と課題、北海道大学グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」シンポジウム「有害廃棄物の越境移動およびその処分に関するバーゼル条約の国内実施」、2009年12月5日、北海道大学
- ⑥ Yukari TAKAMURA, Compatibility of Efforts: Overview and Contextual Assessment of Proposed Criteria, UNFCCC Barcelona Climate Talks 2009 Side Event, 2009年11月4日, Fira Gran Via, Barcelona
- ⑦ 高村ゆかり、COP15(コペンハーゲン)に向けた温暖化交渉の課題と展望、東京大学サステナビリティ学連携研究機構主催エネルギー持続性フォーラム第4回公開シンポジウム「国際シンポジウムポスト京都議定書に向けた低炭素社会の構築」、2009年10月28日、国連大学
- ⑧ 鶴田順、金属スクラップ火災の発生状況と輸出に関わる法的課題の検討、環境経済・政策学会2009年学術大会、2009年9月26日、千葉大学
- ⑨ 鶴田順、金属スクラップの混入物に対する規制状況と課題、廃棄物資源循環学会、2009年9月17日、名古屋大学
- ⑩ 高村ゆかり、国連気候変動枠組条約その他の環境法の基本原則の分析、環境法政策学会、2009年6月20日、一橋大学
- ⑪ Yukari TAKAMURA, State of Affairs of international negotiation towards Copenhagen, Senior Officials Meeting on Global Environment and Energy in Transport (MEET Follow-Up Meeting), 2009年6月17日、函館国際ホテル
- ⑫ 高村ゆかり、炭素市場と制度形成、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究持続可能な発展の重層的環境ガバナンス 平成19年度シンポジウム、2008年3月11日、京都大学
- ⑬ Yukari TAKAMURA, The prospect of an international climate regime beyond 2012: From a Japanese perspective, Climate Change and Perspectives for Japan-EU Co-operation organized by Ministry of Foreign Affairs, Japan and the Slovenian EU Council Presidency in cooperation with chamber of commerce and industry of Slovenia, 2008年1月

23日, Chamber of Commerce and Industry, Ljubljana, Slovenia

- ⑭ Yukari TAKAMURA, Market mechanism: adriving force for instituting and enforceing a new and effective global regulation for climate change?, Centre for Policy Research & New York Univer-sity, Workshop on Global Regulatory Governance “India, the South and the Shaping of Global Administrative Law”, 2008 年1月5-6日, Ambassador Hotel, New Delhi, India
- ⑮ Mari KOYANO, Effective Implementation of International Environmental Agreements: Learning Lessons from the Danube Delta Conflicts, Workshop on “Implementation of Ru les Protecting Public Interests of International Community: Process-based Concepts of Effectiveness in Internationallaw, 2007年11月10日, 国連大学
- ⑯ 高村ゆかり, 京都議定書の遵守制度の評価と2013年以降の将来枠組みにおける遵守制度、環境経済・政策学会2007年大会、2007年10月8日、滋賀大学
- ⑰ 児矢野マリ, 事前手続をめぐる国際環境紛争の処理—「ダニューブ・デルタ事件」を題材に、環境法政策学会第11回学術大会、2007年6月10日、上智大学
- ⑱ 高村ゆかり, 国連気候変動枠組条約その他の環境法の基本原則の分析、環境法政策学会第11回学術大会、2007年6月10日、上智大学
- ⑲ 鶴田順、衡平の原則（世代間及び世代内）、環境法政策学会第11回学術大会、2007年6月10日、上智大学

〔図書〕(計 13 件)

- ① 児矢野マリ他、信山社、プラクティス国際法講義、2010、441 (320-339)
- ② 高村ゆかり他、ミネルヴァ書房、温暖化防止のガバナンス、2010、256 (131-154)
- ③ 高村ゆかり他、法律文化社、レクチャー環境法 [第2版]、2010、263 (227-253)
- ④ 伊藤一頼他、三省堂、国際投資協定—仲裁による法的保護、2010、321 (18-38)
- ⑤ Mari KOYANO 他, Ashgate, Public Interest Rules of International Law: Towards Effective Implementation, 2009, 493 (259-291)
- ⑥ 高村ゆかり他、産業環境管理協会、環境ビジネスリスク—環境法からのアプローチ、2009、307 (283-302)
- ⑦ 高村ゆかり他、東洋経済新報社、地球温暖化防止の国際的枠組み - ポスト2012 はいかにあるべきか、2009、232 (69-91)
- ⑧ 児矢野マリ他、東信堂、大沼保昭先生記念論文集—国際法の地平 歴史、理論、実証、2008、825 (574-631)
- ⑨ 高村ゆかり他、法律文化社、中国の環境問題と法・政策、2008、438 (347-375)
- ⑩ 児矢野マリ他、岩波書店、リスク学入門 第4巻—法律とリスク、2007、171 (87-120)
- ⑪ 高村ゆかり、日本評論社、人間の安全保障と国際社会のガバナンス、2007、313 (219-240)
- ⑫ 鶴田順他、法律文化社、法動態学叢書 水平的秩序 第3巻 規整と自律、2007、238 (92-146)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

児矢野 マリ (KOYANO MARI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90212753

(2) 研究分担者

高村 ゆかり (TAKAMURA YUKARI)
龍谷大学・法学部・教授
研究者番号：70303518

伊藤 一頼 (ITO KAZUYORI)

静岡県立大学・国際関係学部・専任講師
研究者番号：00405143

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者

* 下記の者は、本研究申請時（2006 年 10 月）各省庁大学校教員に研究者番号の付与が認められておらず、分担者の資格がなかったため、研究協力者として実質的に研究に参加した。

鶴田 順 (TSURUTA JUN)

海上保安大学校・国際海洋政策研究センター・准教授

研究者番号：90524281